

2021年12月1日

学校図書館図書廃棄規準（改訂版）の解説

公益社団法人全国学校図書館協議会
専門部会

【改訂の経過】

学校図書館は、2つの目的（「教育課程の展開に寄与する」「児童又は生徒の健全な教養を育成する」）と3つの機能（「学習センター」「情報センター」「読書センター」）を発揮するために、蔵書の廃棄と更新により常に新陳代謝を行う必要がある。そこで、制定から30年近くになる「学校図書館図書廃棄規準」（1993年1月15日 制定）を見直すために当会の参事を中心とした専門部会を組織した。

「学校図書館図書廃棄規準」の改訂にあたり、教育課程の展開に寄与するために学習指導要領との整合性を踏まえて常に最新情報が提供できる学校図書館を目指すこととした。また、長く読み継がれている図書については日常の蔵書点検等により買い換えや補修を施すなど児童生徒の利用に供することも確認した。

専門部会では、2021年7月以降、月1回の日程で審議（対面、オンライン）を繰り返し、10月4日に「学校図書館図書廃棄規準」の原案をまとめ、10月18日の専門部会までに再度見直して、成案とすることを確認した。専門部会では、引き続き検討や、メールでの意見交換を繰り返し、11月1日の専門部会にて成案とし、機関誌『学校図書館』12月号および、機関紙『学校図書館速報版』12月1日号に掲載した。その後、更に検討を重ね「学校図書館図書廃棄規準（改訂版）」として公表した。

【具体的な検討事項】

1. 学校図書館の図書の廃棄・更新は、個人的な見解によることのないよう客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。また、廃棄を行う場合の拠りどころとしての規準であることを明記した。更に、GIGAスクール構想等により、学校図書館にも電子書籍の導入が進んでいるが、電子書籍は対象外とすることを明記した。
2. この廃棄規準は、これまで通り「Ⅰ 一般規準」「Ⅱ 種別規準」「Ⅲ 廃棄の対象としない図書」と「《運用上の留意事項》」で構成されている。「Ⅰ 一般規準」は、上位概念であり、全ての蔵書に対応する。「Ⅱ 種別規準」は、特に留意を要する項目を取り上げて、蔵書が最新状態に保たれることを目指すためのものである。
3. 学校図書館には、20年～30年以上も前の図書が廃棄されずに残っている場合も多い。こうした図書はいつまでたっても廃棄・更新の対象にならない。そこで、「Ⅰ 一般規準」で廃棄して更新する対象とする項目の最初に「刊行後10年経過した図書」を入れて、廃棄されずに放置されることが無いように、全ての図書について10年で廃棄・更新の対象として検討することとした。なお、長く読み継がれている図書は、買い換えなども適宜行われるため、「刊行後」ではなく「受入後」とするのが妥当との意見から、一般規準の1を「受入後10年経過した図書」と改めた。
4. 多くの百科事典が刊行後、10年を超えている。また、百科事典の電子書籍化も進んで

- いることから、百科事典は、刊行後の年限を設けず、「改訂版や新版、補遺等が刊行されていない図書」として検討した。また、百科事典の変更に伴い、「専門事典」を別項目とする案を検討した。しかし、百科事典や専門事典については、検討を重ねた結果、「Ⅰ 一般規準」に「受入後 10 年経過した図書」を加えたことにより改めて項目を立てる必要が無いと判断し、「Ⅱ 種別規準」から削除した。なお、「Ⅱ 種別規準」では、刊行年の新しいものを蔵書する観点から「受入後」ではなく「刊行後」とした。
5. 法律書・法令書の「六法全書」等は、毎年改訂版が刊行されており、授業では、改訂内容を確認するなどしている。従って、年鑑や白書と同様に、廃棄の対象としない図書に入れてはどうかについても検討した。しかし、学校図書館は、保存図書館としての役割よりも今日的な学習に必要な図書を蔵書することに重点を置きたいことから、「Ⅱ 種別規準」に残すこととした。
 6. 「就職・受験内容書」の項目については、「内容」ではなく「案内」が適切だとの判断から、「就職・受験案内書」とした。
 7. 公害・環境問題関係書は、訴訟問題等を記録した資料を授業で使っているので、「記録として残しておきたいものを除き」を付記してはどうかについて検討した。「Ⅰ 一般規準」に「受入後 10 年経過した図書」を入れたことで、記録として残す判断も刊行後、10 年を経た時点で、蔵書構成を検討する委員会等にて検討することが可能であると判断して、そのまま残すこととした。
 8. スポーツ関係書は、オリンピック等で新種目が随時追加されるケースが多く、「刊行後 3 年を経ているもので」を削除して、「種目・ルール・技術・用具等が現状にそぐわなくなった図書」とした。
 9. 翻訳書・翻案書・抄訳書については、新たな翻訳書・翻案書・抄訳書が出版されても、旧翻案書・旧抄訳書の方が的確であるなど一概に廃棄するものではないとの意見から、10 年を経た時点で、蔵書構成を検討する委員会等にて検討することが可能だと判断して、「Ⅱ 種別規準」から削除した。
 10. 「Ⅲ 廃棄の対象としない図書」については、学校図書館が保存図書館でないことから、出来る限り特例をつくらぬとの観点により、年鑑や白書を「Ⅱ 種別規準」から削除して「1) 郷土資料 2) 自校資料」のみとした。
 11. 「Ⅱ 種別規準」の「学習参考書」「技術書・実験書」「辞典」項目だけが「1)、2)」となっていることから、「1)、2)」を 1 つにまとめて、全ての項目から「1)、2)」を外すとすっきりするとの意見があった。「1)、2)」の文章は、それぞれ独立した文章なので、まとめるとかえって分かりにくいとの意見もあった。この件に関しては、次回の改訂で再度検討することとした。
 12. 廃棄や更新に関する業務は、最低でも年 1 回以上行うことが望ましい。《運用上の留意事項》に「1. 図書の廃棄や更新にあたっては、年 1 回以上、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け…」と「年 1 回以上」を入れてはどうかについて検討したが、「図書の更新にあたっては、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する。」として、蔵書構成を検討する委員会にゆだねることとした。